

【用語の解説等】

1 用語の解説

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15	アール
②施設野菜栽培面積	350	平方メートル
③果樹栽培面積	10	アール
④露地花き栽培面積	10	アール
⑤施設花き栽培面積	250	平方メートル
⑥搾乳牛飼養頭数	1	頭
⑦肥育牛飼養頭数	1	頭
⑧豚飼養頭数	15	頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150	羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1000	羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模	

ウ 農作業の受託の事業

法人経営体

「農業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行うものをいう。

農家

経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。

販売農家

経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

主業農家	農業所得が主（農業所得が農外所得以上）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50パーセント未満が農業所得）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家、準主業農家以外の農家）をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
単一経営農家	農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が8割以上の農家をいう。
複合経営農家	農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が6割未満の農家をいう。
準単一複合経営農家	農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が6割以上8割未満の農家をいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
農家人口	農家を構成する世帯員の総数をいう。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口	<p>自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。</p>
基幹的農業従事者	<p>農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前 1 年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」をいう。</p>
農業専従者	<p>調査期日前 1 年間に自営農業に 150 日以上従事した者をいう。</p>
準農業専従者	<p>調査期日前 1 年間に自営農業に 60～149 日従事した者をいう。</p>
認定農業者	<p>農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む）をいう。</p>
経営耕地	<p>調査期日現在で農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。</p>